

## 第1章 総則

### 1 趣旨

この審査基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「危告示」という。）、函館市火災予防条例（昭和48年条例第18号。以下「条例」という。）、函館市危険物規制規則（平成16年規則第9号。以下「市規則」という。）、函館市危険物規程（平成16年消防本部訓令第9号。以下「市規程」という。）に定める危険物規制事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

この審査基準における法令名等の略称および用語の意義は、法、危政令、危規則、危告示、条例、市規則および市規程の定めによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (2) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (3) 「建基則」とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (4) 「高保法」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）をいう。
- (5) 「労安法」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）をいう。
- (6) 「JIS」とは、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

### 3 運用通知

この審査基準において、参考とした運用通知については、本文末

尾に年別，記号および番号を括弧書きで記載したものをいい，次の各号に定めるところによる。

- (1) 国消甲予発
- (2) 自消丙予発
- (3) 消防予
- (4) 消防危
- (5) 消防特
- (6) 「道照会」とは，危険物規制事務について，北海道庁へ照会した事項をいう。

#### 4 行政指導部分

この審査基準には，行政指導および運用解釈に該当するものも含まれており，本文中の「指導する」とは，行政指導の事項をいう。

#### 5 S I 単位

S I 単位については，計量法（平成4年法律第51号）の改正により，平成11年10月1日から施行され，施行日前に発せられた運用通知については，次の表によりS I 単位に読み替えること。

この場合において，換算は表の「換算」欄に示すとおりに行うものとし，換算後の数値は四捨五入を行うことにより，換算前の数値の有効数字の桁数とする。その他JISに規定する材質等の読み替え等については，「平成11年消防危第86号」によること。

	従来単位	S I 単位	換 算
力	Kgf	N	1Kgf = 10N
モーメント	kgf/m	N・m	1kgf/m = 10N・m
圧 力	mmAq kgf/cm <sup>2</sup>	Pa	1mmAq = 0.01kPa 1kgf/cm <sup>2</sup> = 0.1MPa
応 力	kgf/cm <sup>2</sup>	N/mm <sup>2</sup>	1kgf/cm <sup>2</sup> = 0.1N/mm <sup>2</sup>
熱 量	cal	J	1cal = 4.2J
時 間	sec	s	読み替えのみ